



①米国へ意匠出願をすると、他国に比べ拒絶通知（破線の間隔、立体の不明確など）を多く受ける傾向にあります。出願前にチェックすべきことがあれば教えてください。



②ハーグ国際意匠出願について、国ごと、特に米国を指定する場合のメリット・デメリットの現状などについて教えてください。

(①東京都 S. Y、②新潟県 S. K)



### 1. 米国意匠の登録要件

日本特許の実施可能要件と同様、米国の明細書は当業者において製造等ができるように、完全、明瞭、簡潔かつ正確な用語で記載しなければならない旨が規定されています（米国特許法112条）。

### 2. よくある拒絶理由と対応方法

例えば、斜視図が1つのみであったりなかったりした場合、または陰線（シェーディング）を施していても、出願意匠の凹凸形状が不明であると判断された場合には、112条の要件を満たしていないとして拒絶理由を受け、当該箇所をディスクレームすることがあります。

また、平行する破線の間隔（ピッチ）が不ぞろいなために実線に見えてしまうような場合等にも、当該箇所の補正を要求されることがある他、図面や写真の解像度が低いために、線や写真が不明瞭であると指摘を受けることもあります。

上記に対する補正の際には、新規事項（new matter）を追加するものと判断されないよう、しばしば補正前に審査官への確認もなされます。

### 3. 事前の対策

凹凸形状が特定できるように二方向からの斜視図を提出しておくことや、陰線の記載方法に留意することの他、それほど重要でない箇所であれば、出願時にあらかじめ破線にするなどしてディスクレームすることが考えられます。どの箇所について112条の拒絶理由を受けるかは審査官の裁量によるところが大きく、拒絶理由の完全回避は難しいのが実態ですが、実線か破線かが紛らわしい図面は避けたほうが良いでしょう。

解像度の低さに起因する拒絶理由については、出願時に高解像度の図面を提出することや、各図面を最大（A4判の場合：17cm×26.2cm内）にして提出することにより回避できる可能性があります（なお、米国においては、各図の縮尺率を一致させる必要はありません）。

### 4. ハーグ出願における留意点

ハーグ出願は、WIPOへの手続きにより各国代理人を介することなく指定締約国に出願した効果を得られるものであるため、出願時のコストを低減できるメリットがあります。

一方で、ハーグ出願において提出する図面の解像度は300dpiであり、図面の最大サイズも米国より小さいため（16cm×16cm）、やや複雑な形状の意匠については不鮮明であるとして、112条の拒絶理由を受ける可能性が高まる場合があります。

それにより、中間コストも生じ得るところですが、112条の拒絶理由を完全に回避することは難しい面もあるため、出願時コストを重視する場合や、ややシンプルな形状の意匠を出願する場合には、ハーグ出願を選択することが考えられます。

また、ハーグ出願では、ロカルノ分類が同一である複数意匠を一出願とすることが可能ですが、米国や中国においては一出願として認められる範囲が限られているため、限定要求（米国）や、分割・補正指令（中国）を受ける場合があります。

その他、陰線が認められていない国（中国等）もあるため、図面の記載方法には注意が必要です。

以上のように、出願意匠の内容や指定国によっては中間コストが発生することを念頭に置いたうえで、ハーグ出願をご活用ください。